入札に関する注意事項

◎　資料配布後の質問

質問の受付は、**令和８年１１月２５日（水）正午**までとします。また、ＦＡＸでの受付とし、ＦＡＸ送信後は必ず、ＦＡＸ送信をした旨の電話連絡も併せて行ってください。質問があった場合の回答は、全者に、**令和８年１１月２６日（木）**にＦＡＸにて行います。

◎　入札への参加

1　**入札参加者は、必ず定刻までに指定場所に来て下さい。**
　なお、定刻までに来られない場合は入札に参加できません。
2　入札書は、入札日時に持参し提出して下さい。
3　**代理人が入札に参加する場合は、必ず委任状を提出して下さい。**
4　**入札金額は、履行期間全体の総額を記載して下さい。**
5　入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、**消費税相当分を除いた額（契約希望金額の１１０分の１００）**に相当する額を記載して下さい。
6　提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
7　入札回数は、２回を限度とします。
8　開札の際、無効の入札をした者は、再度入札に参加することはできません。
9　落札後、契約締結までの間に、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４若しくは第１６７条の１１の規定に基づく入札参加資格の制限又は相模原市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱（平成８年４月１日施行）の規定に基づく指名停止措置を受けた場合には、契約を締結することはできません。

◎　入札の無効

次のいずれかの一つに該当する入札は、無効とします。

1　入札に参加する資格を有しない者の入札
2　委任状を持参しない代理人の入札
3　入札書記載の金額・氏名その他入札要件の記載が確認できない入札
4　金額を訂正したもの又は金額の記載が不鮮明なもの
5　１人の入札者又はその代理人が、同一事項に２通以上の入札書を提出した入札
6　２人以上の代理をした者の入札
7　不正行為があったと認められる入札
8　その他入札に関する条件に違反した入札

◎　入札の辞退

1　入札に参加する者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。

2　入札に参加する者が、入札を辞退しようとするときは、その旨を次に掲げるところにより申し出てください。

（1）入札執行前にあっては、入札辞退届を直接持参するか、又は郵送（入札日の前日までに到着するものに限ります。）してください。

（2）入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出してください。

3　入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な扱いを受けるものではありません。

◎　その他

法令等による押印の義務が無いことから、入札書及び辞退届への押印は省略ができるものとします。なお、委任状については、従来通り押印の上ご提出ください。

詳しい手続きについては、担当まで御連絡ください。

（参考）

	押印の有無等（カッコ内は法人等）	押印に代わる確認の要否
ア	記名・押印（代表者印）	不要（これまでと同様の扱い）
イ	直筆の署名（代表者直筆の署名）	不要（これまでの記名押印と同じ扱い）
ウ	記名のみ	必要
エ	他の支出関連書類と異なる印	必要